

苦情処理結果（令和８年７月１日～令和８年９月３０日）

（苦情内容）

Aさんは、同室者 B さんの自己中心的な言動や生活リズムの違いに対し、以前から不満の訴えがあった。話し合いの場を設けたり、双方に話をし、程よい距離感で過ごすように伝えていた。その後も二人の関係は改善されず、少しでも物音をたてると「うるさい」と怒鳴られ、部屋にいられない、我慢の限界と再度訴えがあり、部屋替えを希望された。

（苦情解決の方法）

職員間でミーティングを行い、再三訴えていたことから、早急に対応する事となり、部屋替えを実施した。その後 A さんからの訴えは無くなり、穏やかに過ごしている。